

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(介護保険関係事務)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

牧之原市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

牧之原市

公表日

令和8年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(介護保険関係事務)
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務〉 ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号))(以下、番号法) 第9条第1項、第19条6号、別表の100、101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131、132、133の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1、2、3、5、7、11、14、15、42、65、69、80、83、86、87、105、106、128、131、132、133、156、158の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	牧之原市 健康推進部 長寿介護課
②所属長の役職名	健康推進部長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県牧之原市静波991番地1 牧之原市役所 健康推進部 長寿介護課 0548-23-0076
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県牧之原市静波991番地1 牧之原市役所 健康推進部 長寿介護課 0548-23-0076
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、ID、パスワードと静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目－1 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事前	
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目－2 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事前	
令和3年8月30日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第68項	事後	法令名等表示の訂正のため
令和3年8月30日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120項	事後	法令名等表示の訂正のため
令和3年9月1日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第61、62、93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120項	事前	
令和4年3月1日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	システム名称の訂正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項	事後	法令表示の訂正のため
令和4年3月1日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第61、62、93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の61、62、93、94の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120の項	事後	法令表示の訂正のため
令和5年3月9日	I－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第9条	事前	法令上の根拠追加のため
令和5年3月9日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の61、62、93、94の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、80、81、87、90、93、94、95、117、120の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、117、120の項	事前	法令上の根拠修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I－1－②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事後	連携システム追加のため
令和5年7月7日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	連携システム追加のため
令和6年6月28日	I－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表の100、101の項	事後	法令表示の訂正のため
令和6年6月28日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、117、120の項	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131、132、133の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1、2、3、5、7、11、14、15、42、65、69、80、83、86、87、105、106、128、131、132、133、156、158の項	事後	法令表示の訂正のため
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目－1 いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和6年6月30日 時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値判断項目－2 いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和6年6月30日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	新様式へ記載				
令和8年8月17日	I－1－②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。 ○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	連携システム追加のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月17日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 介護情報基盤	事前	連携システム追加のため
令和8年8月17日	I－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号))(以下、番号法) 第9条第1項、別表の100、101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号))(以下、番号法) 第9条第1項、第19条6号、別表の100、101の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第9条	事前	連携システム追加のため
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目－1 いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	令和8年7月31日時点	事前	連携システム追加のため
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目－2 いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	令和8年7月31日時点	事前	連携システム追加のため